

肝付町国土強靱化地域計画

【概要版】



令和3(2021)年3月

鹿児島県肝付町

1 肝付町国土強靱化地域計画とは

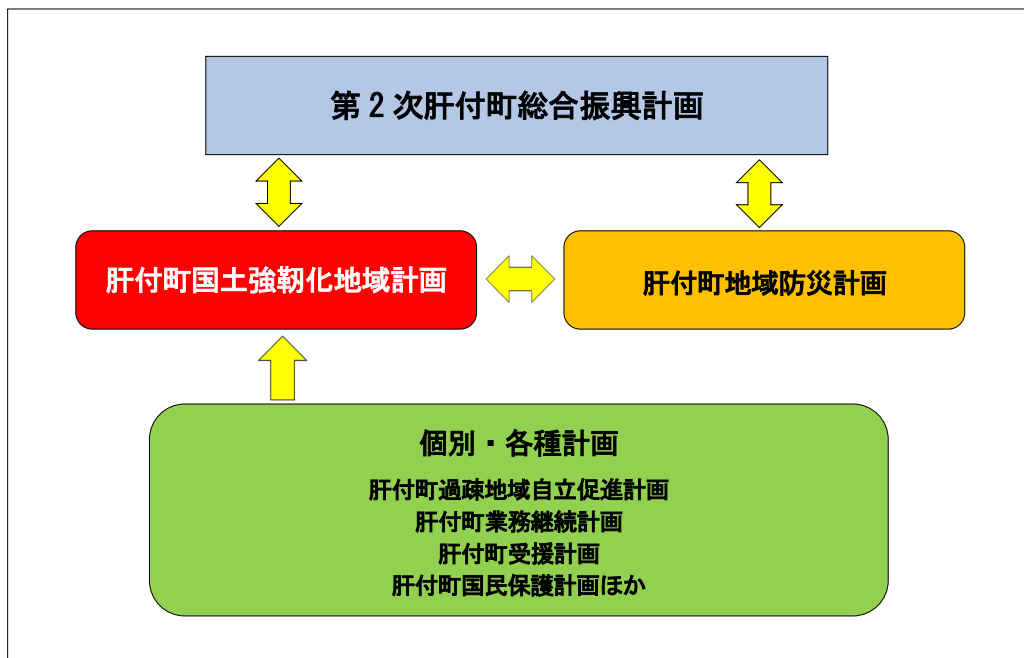
1-1 策定の趣旨

国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定し、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」を、また、鹿児島県においては、平成28年3月に「鹿児島県地域強靱化計画」を策定しました。

肝付町は、これまで防災・減災対策に取り組んできましたが、今後の本町の強靱化に関する施策を、国や県の強靱化計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するために肝付町国土強靱化地域計画を策定しました。

1-2 本計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、第2次肝付町総合振興計画との調和を図るとともに、地域強靱化の観点から、本町における様々な分野の計画等の指針となるものです。



2 肝付町の地域特性

2-1 地域特性

1) 自然特性

- 本町の総面積は約 308 k㎡で、大隅半島の南東部に位置し、東部には志布志湾や内之浦湾を含む海岸線が 50km 続き、南西部は豊富な森林に恵まれています。
- 気候は温暖多雨で亜熱帯性気候に属しており、年平均気温は 17.4℃、年平均降水量は 2,756mm で、全国平均（1,718mm）を大きく上回っています。

2) 社会特性

- 本町は、12 世紀から続く四十九所神社の流鏝馬や内之浦宇宙空間観測所のロケット発射場で知られています。
- 現在の町域は、平成 17 年に高山町と内之浦町の合併により誕生しました。
- 本町の人口は、平成 27 年に 15,664 人（6,974 世帯）で、昭和 30 年をピーク（34,372 人）に減少が続いており、昭和 60 年時点ですでに高齢社会に、また平成 7 年には超高齢社会に突入しました。

2-2 災害特性

- 本町の過去の気象災害のうち、特に被害が大きいのは大雨及び台風です。これは、本町が位置する大隅半島は、台風通過の頻度が高く、勢力が強い段階で猛威にさらされやすいことが原因です。
- 地震については、「南海トラフ西側ケース」及び「種子島東方沖」を震源とした 2 つが想定されていますが、より甚大な被害をもたらすのは、「南海トラフ西側ケース」としています。平成 26 年には、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に鹿児島県内の他の 7 市町村と共に指定されています。

3 地域強靱化の基本目標と基本的な方針

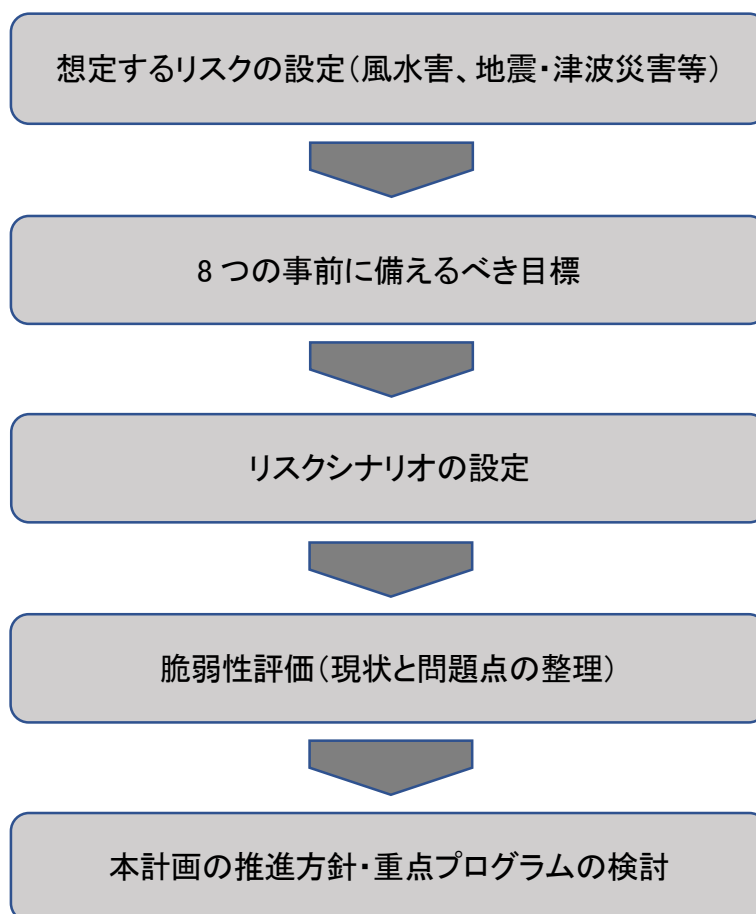
3-1 基本目標

本計画の基本目標は、国土強靱化基本計画及び鹿児島県地域強靱化計画を踏まえ、次のように定めます。

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 町域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化（減災・縮災）を図ること
- IV. 町の迅速な復旧復興を図ること

3-2 計画策定の流れ

本計画は、国が提示している評価方法や基本計画に示された手法を参考に、以下の流れで策定しました。



4 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本町における地域特性をとりまとめ、以下のリスクシナリオを設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建築物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-4	市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町内行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	大規模危険物施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	物流機能等の大幅な低下
		5-4	食料等の安定供給の停滞
		5-5	異常湧水等による用水の供給の途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

6	ライフライン、燃料供給 関連施設、交通ネットワ ーク等の被害を最小限 に留めるとともに、早期 に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、上水道等）の長期間にわたる機能 の停止
		6-2	交通・運輸インフラの長期間にわたる機能停止
		6-3	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二 次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災発生による多数の死傷者 の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や 堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による域内の荒廃
		7-6	農地・森林等の被害による域内の荒廃
8	地域社会・経済が迅速か つ従前より強靱な姿で 復興できる条件を整備 する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大 幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家・コーディネーター、労働 者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に 向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発 生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの 崩壊による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備 が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等によ る経済等への甚大な被害

5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） ごとの推進方針

脆弱性評価結果を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針を整理しました。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建築物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

脆弱性評価	推進方針
① 住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。	① 住宅・建築物、特に老朽住宅・建築物について町建築物耐震改修計画に基づき耐震診断を行い、耐震性が低いと診断された住宅・建築物の耐震化を促進する。
② 医療・社会福祉施設の建物の倒壊等を防ぐ必要がある。	② 医療・社会福祉施設の建物の耐震化を推進する。
③ 沿道建築物の倒壊により、道路交通が阻害されることが想定される。	③ 沿道建築物の点検を適切に行い、損傷が小さい段階で修繕をすることで長寿命化を図りながら耐震化を促進する。
④ 公共施設や観光施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。	④ 町建築物耐震改修計画に基づき公共施設等の耐震診断を行い、計画的に耐震補強、耐震改修工事等を実施する。
⑤ 大規模地震が発生した場合、落橋による死傷者の発生が想定される。そのため、橋梁の長寿命化（健全化）を図る必要がある。	⑤ 点検を適切に行うことにより橋の予防保全的修繕及び耐震化をすることで橋梁の長寿命化（健全化）を図る。
⑥ 不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。	⑥ 不特定多数の者が利用する建築物や地区公民館の耐震化を推進する。
⑦ 継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。また、地区防災計画を着実に作成する必要がある。	⑦ 継続的に防災訓練や防災教育を推進する。また、地区防災計画を着実に作成する。

1-2 住宅密集地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生

脆弱性評価	推進方針
① 消防用資機材及び災害時備蓄品の充実強化を推進するとともに、消防能力の向上を促進する必要がある。	① 消防用資機材及び災害時備蓄を充実強化し、消防能力の向上を促進する。平常時からの消防訓練を継続的に実施する。
② 水防団、消防団や自主防災組織等の育成強化を図り、団員の知識、技能の向上を促進する必要がある。	② 水防団、消防団、自主防災組織、地域防災推進員等を育成し、幅広いボランティアの育成のための対策を推進する。
③ 地震が発生した場合、市街地や不特定多数の人が集まる施設での火災による人的被害が想定される。	③ 個々の建築物の不燃化と燃えにくいまちづくりを推進する。消火活動困難地域の解消に努める。
④ 町庁舎等が被災した場合のバックアップ防災活動拠点施設を整備し、情報発信拠点の整備を検討する必要がある。	④ バックアップ防災活動拠点施設を整備し、後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用できるようにする。

1-3 大規模津波による多数の死傷者の発生

脆弱性評価	推進方針
① 大規模津波が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定される。	① 津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の取組を推進する。
② 大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、浸水被害等の発生が想定される。	② 現状の海岸堤防等の施設機能を照査し、長寿命化（健全化）を図りつつ、老朽化対策を推進する。
③ 道路施設の老朽化に起因する通行規制や通行止めにより、避難及び消防活動が困難となる地域が発生する可能性があるため、国・県・町道等を災害に強い道路網として整備する必要がある。	③ 町道については、道路施設の適切な点検と併せて、補修が必要と判断される箇所について整備を推進する。また、緊急輸送道路とつながる国道・一般県道についても国・県との連携を図りながら継続的に整備を推進する。
④ 水門の閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定される。	④ 町は、堤防、水門、樋門等を管理する者に対し、津波による被害を防止・軽減するための定期的な施設の点検、補強等を要請する。

⑤ 津波浸水想定を設定し、浸水区域と水深を示した浸水想定区域図を策定し公表している。
⑥ 令和2年、町地域防災計画、地震・津波災害対策編を見直した。
⑦ 防災行政無線システム防災情報伝達機材・設備の充実及び防災訓練や平常時における機材・設備の活用・点検を通じて、その利用方法を習熟しておく必要がある。
⑧ 町は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、南海トラフ地震防災対策推進計画を策定している。
⑨ (1-1⑦再掲) 継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。また、地区防災計画を着実に作成する必要がある。
⑩ (1-2②再掲) 水防団、消防団や自主防災組織等の育成強化を図り、団員の知識、技能の向上を促進する必要がある。



⑤ 町は津波ハザードマップの周知・活用を推進する。町は、県が公表した津波浸水想定に基づき、津波避難施設の整備を行う。
⑥ 今後は地域防災計画にある津波避難計画の周知とそれに基づく事業を実施していく。
⑦ 津波による死者を最小化するため、円滑な警戒避難体制を構築し、防災情報伝達機材・設備の充実を推進する。
⑧ 町は、国・県及び公共団体の協力を得て南海トラフ地震防災対策を実施する。
⑨ (1-1⑦再掲) 継続的に防災訓練や防災教育を推進する。また、地区防災計画を着実に作成する。
⑩ (1-2②再掲) 水防団、消防団、自主防災組織、地域防災推進員等を育成し、幅広いボランティアの育成のための対策を推進する。

1-4 市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

脆弱性評価
① 近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念される。
② 水防器具・資材の充実強化を推進する。
③ 異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。



推進方針
① 治水対策について、整備の必要性、緊急性、地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら、肝属川・高山川のより一層の整備推進を図る。
② 水防倉庫(又は水防資材の備付場)内の水防器具・資材は、町水防計画備付標準数を目標として整備していく。
③ 河川砂防情報システムにより、防災情報の収集、伝達及び関係機関の相互連絡が迅速確実に行われるよう、施設整

④ 町内のため池は老朽化が進み、施設状況の把握と点検、必要に応じてため池の改修等を推進する必要がある。
⑤ 豪雨が発生した場合、河川管理施設の損壊等に伴う浸水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。
⑥ (1-2②、1-3⑩再掲) 水防団、消防団や自主防災組織等の育成強化を図り、団員の知識、技能の向上を促進する必要がある。
⑦ 県は河川浸水想定を設定し、河川浸水想定区域と水深を示した河川浸水ハザードマップ(浸水想定区域図)を策定し、公表している。
⑧ (1-1⑦、1-3⑨再掲) 継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。また、地区防災計画を着実に作成する必要がある。



備と運用体制の確立を図っていく。
④ ため池の施設状況の把握と点検に努め、点検結果に基づき、必要に応じて老朽ため池の改修等を推進する。
⑤ 河川管理施設等を適切に整備・維持管理する。
⑥ (1-2②、1-3⑩再掲) 水防団、消防団、自主防災組織、地域防災推進員等を育成し、幅広いボランティアの育成のための対策を推進する。
⑦ 町は、河川浸水ハザードマップ(浸水想定区域図)により、適切な指定避難所を定め、洪水予報伝達方法及び避難場所等について住民に周知する。
⑧ (1-1⑦、1-3⑨再掲) 継続的に防災訓練や防災教育を推進する。また、地区防災計画を着実に作成する。

1-5 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価
① 集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。
② 土砂災害から住民の生命を守るため、危険区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する必要がある。
③ 桜島の大規模噴火の場合、上層風が北西風の場合、肝付町にも大量の火山灰が降下するおそれがある。



推進方針
① 山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する。
② 砂防関係施設の計画的な整備やソフト対策として、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等を推進する。土砂災害特別警戒区域及び危険住宅に対して移転促進を図る。
③ 桜島の大規模噴火に備え、降灰の可能性と健康被害、交通被害、農業・畜産業被害などへの備えについて、住民等に周知する。

④ 県が指定した土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域を肝付町ホームページの防災マップ（令和元年10月更新版）で公開している。	④ 町は住民等への土砂災害警戒区域等の周知と警戒避難体制の構築を図る。
⑤ （1-4②再掲）水防器具・資材の充実強化を推進する。	⑤ （1-4②再掲）水防倉庫（又は水防資材の備付場）内の水防器具・資材は、町水防計画備付標準数を目標として整備していく。
⑥ （1-4③再掲）異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。	⑥ （1-4③再掲）河川砂防情報システムにより、防災情報の収集、伝達及び関係機関の相互連絡が迅速確実に行われるよう、施設整備と運用体制の確立を図っていく。
⑦ （1-2②、1-3⑩、1-4⑥再掲）水防団、消防団や自主防災組織等の育成強化を図り、団員の知識、技能の向上を促進する必要がある。	⑦ （1-2②、1-3⑩、1-4⑥再掲）水防団、消防団、自主防災組織、地域防災推進員等を育成し、幅広いボランティアの育成のための対策を推進する。
⑧ （1-1⑦、1-3⑨、1-4⑧再掲）継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。また、地区防災計画を着実に作成する必要がある。	⑧ （1-1⑦、1-3⑨、1-4⑧再掲）継続的に防災訓練や防災教育を推進する。また、地区防災計画を着実に作成する。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性評価	推進方針
① 水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化等を推進する必要がある。	① 老朽化した配水管布設替、水道施設の統廃合や移設、集落水道施設改修等を進めるとともに、応急給水、応急復旧体制の整備を図る。
② 災害時の物資の緊急輸送ルートを確認する必要がある。	② 町内の道路ネットワークの構築を災害に強い道路網として整備し、支援物資の輸送路を末端まで確保する。孤立のおそれのある地域にあっては、ヘリポート等の整備を推進する。

③ 大規模災害が発生した際に、海上からの救助や物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、係留施設・緑地・臨港道路等の整備を進める必要がある。	③ 陸上交通が寸断した被災地への海上からの救助や物資等輸送のルートが確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁をはじめとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備を進める。
④ 適正かつ迅速な物資の確保を行うため備蓄物資の供給体制等を強化する必要がある。	④ 備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、県との連絡等、関係機関との連携や調整などを強化する。
⑤ 大規模災害発生時に備え、医療用資機材・医薬品の供給体制を整備する必要がある。	⑤ 県、日赤等関係団体との調整や協定を締結し、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制を整備するなど、円滑な供給の確保に努める。
⑥ 災害地における応急給水体制を整備する必要がある。	⑥ 平常から隣接市町並びに関係機関と協定を結び用水補給の体制を整備する。また、県と連携して必要に応じた応急給水や水道施設の災害復旧を図る。
⑦ 災害時において地域の医療機関を支援する災害拠点病院が災害時に迅速な医療が提供できるよう、施設等を整備する必要がある。	⑦ 医療機関において非常用電源施設、設備を備える。また、災害時の診療に必要な水を確保できるようにしておく。
⑧ 被災による物資供給に対し、町内事業者等から物的支援を受ける必要があるため、物的支援の受援体制を強化する必要がある。	⑧ 受援計画（令和2年策定）を継続更新し、町地域防災計画に定める物資供給計画に従い、物資拠点となる倉庫を整備し、物的支援の受援体制を強化する。
⑨ 電力、石油・LPガス等サプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止を防ぐため、事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進する必要がある。	⑨ 民間企業・団体等との連携体制を構築し、事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進する。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

脆弱性評価	推進方針
①（2-1②再掲）災害時の物資の緊急輸送ルートを実際に確保する必要がある。	①（2-1②再掲）町内の道路ネットワークの構築を災害に強い道路網として整備し、支援物資の輸送路を末端まで確保する。孤立のおそれのある地域に

		あつては、ヘリポート等の整備を推進する。
② 孤立のおそれのある振興会に、防災情報の確実な提供に努めるとともに、防災力の向上に努める必要がある。		② 防災行政無線、消防無線などの無線通信手段や災害優先電話などを整備し防災情報の確実な提供に努めるとともに、自主防災組織を育成・強化し、防災力の向上に努める。
③ 内之浦総合支所及び岸良出張所等の町行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。	➡	③ 緊急時に災害対策本部の各班(部)の担当する業務について、業務継続計画(令和2年策定)を適宜更新していく。また、町災害時職員初動マニュアルを適宜更新する。
④ (1-1④再掲) 公共施設や観光施設が被災すると避難や救助活動等に障害が及ぶことが想定される。		④ (1-1④再掲) 町建築物耐震改修計画に基づき公共施設等の耐震診断を行い、計画的に耐震補強、耐震改修工事等を実施する。
⑤ (1-1⑤再掲) 大規模地震が発生した場合、落橋による死傷者の発生が想定される。そのため、橋梁の長寿命化(健全化)を図る必要がある。		⑤ (1-1⑤再掲) 点検を適切に行うことにより橋の予防保全的修繕及び耐震化をすることで橋梁の長寿命化(健全化)を図る。

2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価		推進方針
① 消防団の施設・設備を更新、強化する必要がある。また、防災行政無線等の情報伝達機器が緊急時に稼働し、円滑な運用を図る必要がある。		① 消防団の施設・設備を更新、強化する。防災行政無線等の情報伝達機器の整備及び運用体制を充実させる。
② 救助・救急・医療活動困難地域の解消に努め、災害時の緊急活動体制を確保する必要がある。	➡	② 町道をはじめとする災害に強い道路網の整備を推進し、ラストマイルを含む安全で円滑な活動ルートを確保する。
③ 消防体制等を充実強化する必要がある。また、各種派遣隊を要請し受け入れる体制を整える必要がある。		③ 消防の体制・装備・訓練、水防団、自主防災組織を充実強化し、防災リーダーを育成する。また、警察、消防、自衛隊部隊の救援活動に必要な対策、災害派遣医療チーム(DMAT)、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など派遣隊を

④ (1-1④、2-2④再掲) 公共施設や観光施設が被災すると避難や救助活動等に障害が及ぶことが想定される。
⑤ (1-1⑤、2-2⑤再掲) 大規模地震が発生した場合、落橋による死傷者の発生が想定される。そのため、橋梁の長寿命化(健全化)を図る必要がある



要請し受け入れる体制を整える。
④ (1-1④、2-2④再掲) 町建築物耐震改修計画に基づき公共施設等の耐震診断を行い、計画的に耐震補強、耐震改修工事等を実施する。
⑤ (1-1⑤、2-2⑤再掲) 点検を適切に行うことにより橋の予防保全的修繕及び耐震化をすることで橋梁の長寿命化(健全化)を図る。

2-4 想定を超える帰宅困難者の発生、混乱

脆弱性評価
① (2-1④再掲) 適正かつ迅速な物資の確保を行うため備蓄物資の供給体制等を強化する必要がある。
② 道路の遮断などによる滞留者が発生し起きる混乱を軽減するため、一時滞在施設を確保する必要がある。



推進方針
① (2-1④再掲) 備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、県との連絡等、関係機関との連携や調整などを強化する。
② 道路の遮断などにより通勤者や観光客等が帰宅できず、滞留が発生することによる混乱をなくすため、商工観光施設や公園施設の計画的な更新、維持管理を進め、受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図る。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

脆弱性評価
① (1-3③再掲) 道路施設の老朽化に起因する通行規制や通行止めにより、避難及び消防活動が困難となる地域が発生する可能性があるため、国・県・町道等を災害に強い道路網として整備する必要がある。
② 災害時に町立病院の医療体制を確保し迅速な医療が提供できるよう、医療搬送拠点の災害時対応体制を強化する必要がある。



推進方針
① (1-3③再掲) 町道については、道路施設の適切な点検と併せて、補修が必要と判断される箇所について整備を推進する。また、緊急輸送道路とつながる国道・一般県道についても国・県との連携を図りながら継続的に整備を推進する。
② 非常用電源や受水槽などの設備を整備する。町立病院防災マニュアル及び業務継続計画(BCP)の作成を指導する。また、重症患者等を被災地外へ搬送す

③ 被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）活用への協力と利用体制の整備を進める必要がある。
④ 災害医療コーディネート体制を整備する必要がある。
⑤ 県の「災害応急医療マニュアル」に則して、応急医療体制の整備を進める必要がある。
⑥ 救急医療体制を充実・強化するため、ドクターヘリの活用体制の整備を図る必要がある。
⑦ 大規模災害発生時には、医療救護需要が極めて多量、広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、応急医療体制の整備を推進する必要がある。
⑧ 被災者に対する精神的ケア体制を確立する必要がある。
⑨ 社会福祉施設の防災力の強化や、避難対策・体制等の整備を促進する必要がある。



る体制、DMAT を迅速に要請・受け入れられる体制を整える。
③ 傷病者等の診療可否、収容の可否等の医療情報を迅速かつ正確に把握、提供できるような、医療機関の情報一元化を図り、広域災害救急医療情報システム（EMIS）活用への協力と利用体制の整備を進める。
④ 県の災害医療コーディネート体制に対応できるよう体制を整備する。
⑤ 県の「災害応急医療マニュアル」について、その見直しに随時対応し、応急医療体制の整備を進める
⑥ ドクターヘリ活用のための臨時ヘリポートの確保や関係機関・住民への周知徹底を図る必要がある。
⑦ 大規模災害発生時の医療救護活動に関する協定への参加を進め、応急医療体制の整備を推進する。
⑧ 被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する相談体制を確立する。また、PTSD症状の被災者への正しいケアの提供を図る。
⑨ 社会福祉施設に対し、施設の防災力の強化や、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携した入所・入院患者の避難対策・体制等の整備を促進する。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価	推進方針
<p>① 災害時の衛生環境の悪化による感染症・食中毒などの発生・まん延を防止する体制を整備する必要がある。</p>	<p>① 保健所が県と連携して消毒指示を行う体制、感染症に対するワクチン調達・保管・接種に必要な体制を確保する。避難所で安全かつ必要な空間を取れるよう、避難所の収容・運営体制を整備する。避難所となる公共施設のトイレの使用環境の改善を推進する。</p>

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生

脆弱性評価	推進方針
<p>① (1-1④、2-2④、2-3④再掲) 公共施設や観光施設が被災すると避難や救助活動等に障害が及ぶことが想定される。</p>	<p>① (1-1④、2-2④、2-3④再掲) 町建築物耐震改修計画に基づき公共施設等の耐震診断を行い、計画的に耐震補強、耐震改修工事、バリアフリー化等を実施する。</p>
<p>② (1-1⑤、2-2⑤、2-3⑤再掲) 大規模地震が発生した場合、落橋による死傷者の発生が想定される。そのため、橋梁の長寿命化(健全化)を図る必要がある</p>	<p>② (1-1⑤、2-2⑤、2-3⑤再掲) 点検を適切に行うことにより橋の予防保全的修繕及び耐震化をすることで橋梁の長寿命化(健全化)を図る。</p>
<p>③ 防災拠点や避難所等において、災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要がある。</p>	<p>③ 非常用発電機の整備が困難な場合は、レンタル会社との協定を結ぶなど具体的な対策を講じる。</p>
<p>④ 避難所指定を受けた町立学校体育館について、防災機能の充実を図る必要がある。</p>	<p>④ 避難所指定を受けた体育館については、耐震基準に適合している。なお、県と連携して非常用電源などの防災機能の充実を図るとともに、避難所となる学校校舎等の空調設備等を整備する。</p>
<p>⑤ (2-5⑧再掲) 被災者に対する精神的ケア体制を確立する必要がある。</p>	<p>⑤ (2-5⑧再掲) 被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する相談体制を確立する。また、PTSD症状の被災者への正しいケアの提供を図る。</p>

⑥ (1-1②再掲) 医療・社会福祉施設の建物の倒壊等を防ぐ必要がある。
⑦ 地震発生時に避難所の運営が住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して円滑に行われるよう、避難所運営マニュアルを策定しておく必要がある。
⑧ 災害時に高齢者や障害者など災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応するため、受援体制を整備する必要がある。
⑨ (2-1⑥再掲) 災害地における応急給水体制を整備する必要がある。
⑩ 保健医療行政の指揮調整機能等を応援する、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援体制を整備する必要がある。
⑪ 高齢化の進展に伴い、要配慮者が増加することが予想される。避難行動要支援者支援体制を整備する必要がある。
⑫ 避難者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所等で健康管理体制を確立する必要がある。
⑬ 災害発生時に、飼い主がわからない負傷動物等の保護を図るため、家庭動物保護体制を整備する必要がある。



⑥ (1-1②再掲) 医療・社会福祉施設の建物の耐震化を促進する。
⑦ 高齢者などの要配慮者や女性、子どものニーズへの対応等を盛り込んだ避難所運営マニュアルを策定する。
⑧ 避難所等で福祉支援を行う災害派遣福祉チーム(DCAT)の受援体制を整備する。
⑨ (2-1⑥再掲) 平常から隣接市町並びに関係機関と協定を結び用水補給の体制を整備する。また、県と連携して必要に応じた応急給水や水道施設の災害復旧を図る。
⑩ 県の保健医療調整本部及び保健所による保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため専門的な研修訓練を受けた災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援体制を整備する。
⑪ 避難行動要支援者避難計画を作成し、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図る。
⑫ 県と連携して避難所・福祉避難所・応急仮設住宅等において、健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制の強化を図る。
⑬ 県動物愛護管理センターを軸とした動物救護活動のためのマニュアルに基づく体制を整備し、被災動物の避難所設置など、動物救護施設の確保を行う。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 町内行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価	推進方針
① (1-1④、2-2④、2-3④、2-7①再掲) 公共施設や観光施設が被災すると避難や救助活動等に障害が及ぶことが想定される。	① (1-1④、2-2④、2-3④、2-7①再掲) 町建築物耐震改修計画に基づき公共施設等の耐震診断を行い、計画的に耐震補強、耐震改修工事等を実施する。
② (1-1⑤、2-2⑤、2-3⑤、2-7②再掲) 大規模地震が発生した場合、落橋による死傷者の発生が想定される。そのため、橋梁の長寿命化(健全化)を図る必要がある	② (1-1⑤、2-2⑤、2-3⑤、2-7②再掲) 点検を適切に行うことにより橋の予防保全的修繕及び耐震化をすることで橋梁の長寿命化(健全化)を図る。
③ (2-7③再掲) 防災拠点や避難所等において、災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要がある。	③ (2-7③再掲) 非常用発電機の整備が困難な場合は、レンタル会社との協定を結ぶなど具体的な対策を講じる。
④ 町は業務継続計画(BCP)の見直し及び実効性向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する必要がある。	④ 町は業務継続計画(BCP)の見直し及び実効性向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する取り組みを進める。
⑤ 災害等による通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、庁舎や出先機関を中心に、環境を整備する必要がある。	⑤ 災害等による通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、庁舎や出先機関を中心に、環境の整備を進める。
⑥ (2-1⑧再掲) 被災による物資供給に対し、町内事業者等から物的支援を受ける必要があるため、物的支援の受援体制を強化する必要がある。	⑥ (2-1⑧再掲) 受援計画(令和2年策定)を継続更新し、町地域防災計画に定める物資供給計画に従い、物資拠点となる倉庫を整備し、物的支援の受援体制を強化する。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

脆弱性評価	推進方針
① 大地震発生時に、屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損など通信設備の損壊等が発生し、音声通信やパケット	① 公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る。

通信の利用困難が想定される。
②（3-1⑤再掲）災害等による通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、庁舎や出先機関を中心に、環境を整備する必要がある。



②（3-1⑤再掲）災害等による通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、庁舎や出先機関を中心に、環境の整備を進める。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

脆弱性評価
① 災害に強い放送ネットワークを整備するため、AMラジオ放送のFM補完中継局を整備して行く必要がある。
② 町や自主防災組織などが連携して、災害時に支障をきたさないような対策や、住民に対して、正確な情報提供のための手段を確保するよう促進する必要がある。
③ Jアラートの自動起動装置の活用や防災行政無線のデジタル化の推進等、情報伝達手段の多様化を図り、多様な方々にも配慮した提供手段を確保する必要がある。



推進方針
① AMラジオ放送のFM補完中継局の整備を促進するとともに、多様な情報獲得手段の確保に努め、放送事業者が発災後も情報提供できるよう被災防止策を講じるよう促進する。
② 町や自主防災組織などが連携して、災害時に支障をきたさないような対策や、住民に対して、正確な情報提供のための手段を確保するよう促進する。
③ Jアラートの自動起動装置の活用や防災行政無線のデジタル化の推進等、情報伝達手段の多様化を図り、多様な方々にも配慮した提供手段を確保する。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性評価
①（4-2③再掲）Jアラートの自動起動装置の活用や防災行政無線のデジタル化の推進等、情報伝達手段の多様化を図り、多様な方々にも配慮した提供手段を確保する必要がある。
②（3-1⑤、4-1②再掲）災害等による通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、庁舎や出先機関を中心に、環境を整備する必要がある。



推進方針
①（4-2③再掲）Jアラートの自動起動装置の活用や防災行政無線のデジタル化の推進等、情報伝達手段の多様化を図り、多様な方々にも配慮した提供手段を確保する。
②（3-1⑤、4-1②再掲）災害等による通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、庁舎や出先機関を中心に、環境の整備を進める。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

脆弱性評価	推進方針
① 大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。	① 道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する。
② (2-1③再掲) 大規模災害が発生した際に、海上からの救助や物資等輸送ルートが確実に確保できるよう、係留施設・緑地・臨港道路等の整備を進める必要がある。	② (2-1③再掲) 陸上交通が寸断した被災地への海上からの救助や物資等輸送のルートが確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁をはじめとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備を進める。
③ (1-3③、2-5①再掲) 道路施設の老朽化に起因する通行規制や通行止めにより、避難及び消防活動が困難となる地域が発生する可能性があるため、国・県・町道等を災害に強い道路網として整備する必要がある。	③ (1-3③、2-5①再掲) 町道については、道路施設の適切な点検と併せて、補修が必要と判断される箇所について整備を推進する。また、緊急輸送道路とつながる国道・一般県道についても国・県との連携を図りながら継続的に整備を推進する。
④ (2-1⑨再掲) 電力、石油・LP ガス等サプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止を防ぐため、事業者の事業継続計画 (BCP) の策定、事業継続マネジメント (BCM) の実施や防災活動を促進する必要がある。	④ (2-1⑨再掲) 民間企業・団体等との連携体制を構築し、事業者の事業継続計画 (BCP) の策定、事業継続マネジメント (BCM) の実施や防災活動を促進する。

5-2 大規模危険物施設の損壊、火災、爆発等

脆弱性評価	推進方針
① 大規模自然災害が発生した場合、火災、煙、有害物質等の流出により、石油備蓄基地周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがある。	① 関係機関による石油備蓄基地火災、煙、有害物質等の流出に関する対策を促進する。
② 石油備蓄基地内企業の連携の促進・持続的な推進など民間事業者における取組を強化する必要がある。	② 石油備蓄基地内企業の連携の促進・持続的な推進など民間事業者における取組を強化する。

③ 県石油コンビナート等防災計画について見直しに応じて対策を図る必要がある。
④ 防災計画に習熟するとともに関係機関等相互の協力体制を緊密にし、災害の防止と防災活動の円滑な実施を図る必要がある。
⑤ (1-2①再掲) 消防用資機材及び災害時備蓄品の充実強化を推進するとともに、消防能力の向上を促進する必要がある。



③ 県石油コンビナート等防災計画について見直しに応じて対策を図る。
④ 防災計画に習熟するとともに関係機関等相互の協力体制を緊密にし、災害の防止と防災活動の円滑な実施を図る。
⑤ (1-2①再掲) 消防用資機材及び災害時備蓄を充実強化し、消防能力の向上を促進する。平常時からの消防訓練を継続的に実施する。

5-3 物流機能等の大幅な低下

脆弱性評価
① (2-1③、5-1②再掲) 海上からの救助や物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、係留施設・緑地・臨港道路等の整備を進める必要がある。
② (1-3③、2-5①、5-1③再掲) 道路施設の老朽化に起因する通行規制や通行止めにより、避難及び消防活動が困難となる地域が発生する可能性があるため、国・県・町道等を災害に強い道路網として整備する必要がある。
③ 大規模災害時において、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保する必要がある。



推進方針
① (2-1③、5-1②再掲) 陸上交通が寸断した被災地への海上からの救助や物資等輸送のルートが実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁をはじめとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備を進める。
② (1-3③、2-5①、5-1③再掲) 町道については、道路施設の適切な点検と併せて、補修が必要と判断される箇所について整備を推進する。また、緊急輸送道路とつながる国道・一般県道についても国・県との連携を図りながら継続的に整備を推進する。
③ 拠点となる内之浦漁港について県と連携し漁港BCPに基づき対策を進める。

5-4 食料等の安定供給の停滞

脆弱性評価
① (2-1②再掲) 災害時の物資の緊急輸送ルートを実際に確保する必要がある。



推進方針
① (2-1②再掲) 町内の道路ネットワークの構築を災害に強い道路網として整備し、支援物資の輸送路を末端まで確

		保する。孤立のおそれのある地域にあっては、ヘリポート等の整備を推進する。
②（５－１①再掲）大規模災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。		②（５－１①再掲）道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する。
③（１－３③、２－５①、５－１③、５－３②再掲）道路施設の老朽化に起因する通行規制や通行止めにより、避難及び消防活動が困難となる地域が発生する可能性があるため、国・県・町道等を災害に強い道路網として整備する必要がある。	➡	③（１－３③、２－５①、５－１③、５－３②再掲）町道については、道路施設の適切な点検と併せて、補修が必要と判断される箇所について整備を推進する。また、緊急輸送道路とつながる国道・一般県道についても国・県との連携を図りながら継続的に整備を推進する。
④（２－１④、２－４①再掲）適正かつ迅速な物資の確保を行うため備蓄物資の供給体制等を強化する必要がある。		④（２－１④、２－４①再掲）備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、県との連絡等、関係機関との連携や調整などを強化する。
⑤（２－１⑧、３－１⑥再掲）被災による物資供給に対し、町内事業者等から物的支援を受ける必要があるため、物的支援の受援体制を強化する必要がある。		⑤（２－１⑧再掲）受援計画（令和２年策定）を継続更新し、町地域防災計画に定める物資供給計画に従い、物資拠点となる倉庫を整備し、物的支援の受援体制を強化する。
⑥農道・農道橋は、造成後年数が経過し老朽化が進んでいることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を急ぎ、長寿命化対策に着手する必要がある。		⑥農道・農道橋は、造成後年数が経過し老朽化が進んでいることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を急ぎ、長寿命化対策を推進する。

5-5 異常湧水等による用水の供給の途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

脆弱性評価	推進方針
①（２－１⑥再掲）災害地における応急給水体制を整備する必要がある。	①（２－１⑥再掲）平常から隣接市町並びに関係機関と協定を結び用水補給の体制を整備する。また、県と連携して必要に応じた応急給水や水道施設の災害復旧を図る。
②（２－１①再掲）水道施設における被害	②（２－１①再掲）老朽化した配水管布設

<p>の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化等を推進する必要がある。</p>
<p>③ 農業水利施設等は、造成後年数が経過し老朽化が進んでいることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を急ぎ、長寿命化対策に着手する必要がある。</p>



<p>替、水道施設の統廃合や移設、集落水道施設改修等を進めるとともに、応急給水、応急復旧体制の整備を図る。</p>
<p>③ 農業水利施設等は、造成後年数が経過し老朽化が進んでいることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を急ぎ、耐震化及び長寿命化対策を推進する。</p>

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、上水道等）の長期間にわたる機能の停止

脆弱性評価
<p>① 災害により電力会社からの電力供給が遮断される。</p>
<p>② (2-1①再掲) 水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化等を推進する必要がある。</p>
<p>③ (2-1⑨、5-1④再掲) 電力、石油・LPガス等サプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止を防ぐため、事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進する必要がある。</p>
<p>④ 大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。</p>



推進方針
<p>① 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を設置し、3日分程度の燃料を確保する。また、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入も図る。</p>
<p>② (2-1①再掲) 老朽化した配水管布設替、水道施設の統廃合や移設、集落水道施設改修等を進めるとともに、応急給水、応急復旧体制の整備を図る。</p>
<p>③ (2-1⑨、5-1④再掲) 民間企業・団体等との連携体制を構築し、事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進する。</p>
<p>④ 災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。</p>

6-2 交通・運輸インフラの長期間にわたる機能停止

脆弱性評価
<p>① 地震、津波、水害、土砂災害、降灰等により、陸・海の輸送ルートが寸断される可能性がある。</p>



推進方針
<p>① 高速交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。また、迂回路となる農道等</p>

② (1-3③、2-5①、5-1③、5-3②、5-4③再掲) 道路施設の老朽化に起因する通行規制や通行止めにより、避難及び消防活動が困難となる地域が発生する可能性があるため、国・県・町道等を災害に強い道路網として整備する必要がある。
③ (2-1②、5-4①再掲) 災害時の物資の緊急輸送ルートを確認する必要がある。



の情報を道路管理者間で共有する。
② (1-3③、2-5①、5-1③、5-3②、5-4③再掲) 町道については、道路施設の適切な点検と併せて、補修が必要と判断される箇所について整備を推進する。また、緊急輸送道路とつながる国道・一般県道についても国・県との連携を図りながら継続的に整備を推進する。
③ (2-1②、5-4①再掲) 町内の道路ネットワークの構築を災害に強い道路網として整備し、支援物資の輸送路を末端まで確保する。孤立のおそれのある地域にあっては、ヘリポート等の整備を推進する。

6-3 防災インフラの長期間にわたる機能不全

脆弱性評価
① 整備完了に向けて計画的かつ着実に対策を進めるとともに、津波被害リスクが高い河川・海岸において、整備を推進する必要がある。



推進方針
① 被害リスクが高い河川・排水路等において、機能診断、補修、頭首工更新等に係る事業を推進する。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災発生による多数の死傷者の発生

脆弱性評価
① 大規模地震災害など過酷な災害現場での消防等の体制・装備資機材、設備や訓練環境、また通信基盤・施設等の救助活動能力が十分でないおそれがある。
② 大規模地震災害などが発生した際、適切な交通規制や利用者への交通情報の提供ができず、安全かつ円滑な道路の



推進方針
① 消防等の救助活動能力の更なる充実強化に加え、新たな防災拠点の整備、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化など、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。
② 信号機電源付加装置等交通安全施設の整備を進めるとともに、交通情報の集約や官民の自動車プローブ情報の活用

交通を確保することが困難となるケースが想定される。
③ (1-2②、1-3⑩、1-4⑥、1-5⑦再掲)水防団、消防団や自主防災組織等の育成強化を図り、団員の知識、技能の向上を促進する必要がある。
④ 地震後の電気火災により大きな被害が出るおそれがある。



による迅速かつ的確な交通規制の実施、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等が可能な体制を整備する。
③ (1-2②、1-3⑩、1-4⑥、1-5⑦再掲)水防団、消防団、自主防災組織、地域防災推進員等を育成し、幅広いボランティアの育成のための対策を推進する。
④ 地震後の電気火災の予防及び火災時の被害軽減のため、キャンペーン等による防火対策の推進等を図る。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

脆弱性評価
① (5-2①再掲)大規模自然災害が発生した場合、火災、煙、有害物質等の流出により、石油備蓄基地周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがある。
② (5-2②再掲)石油備蓄基地内企業の連携の促進・持続的な推進など民間事業者における取組を強化する必要がある。
③ (5-2③再掲)県石油コンビナート等防災計画について見直しに応じて対策を図る必要がある。
④ (5-2④再掲)防災計画に習熟するとともに関係機関等相互の協力体制を緊密にし、災害の防止と防災活動の円滑な実施を図る必要がある。
⑤ (1-2①、5-2⑤再掲)消防用資機材及び災害時備蓄品の充実強化を推進するとともに、消防能力の向上を促進する必要がある。



推進方針
① (5-2①再掲)関係機関による石油備蓄基地火災、煙、有害物質等の流出に関する対策を促進する。
② (5-2②再掲)石油備蓄基地内企業の連携の促進・持続的な推進など民間事業者における取組を強化する。
③ (5-2③再掲)県石油コンビナート等防災計画について見直しに応じて対策を図る。
④ (5-2④再掲)防災計画に習熟するとともに関係機関等相互の協力体制を緊密にし、災害の防止と防災活動の円滑な実施を図る。
⑤ (1-2①、5-2⑤再掲)消防用資機材及び災害時備蓄を充実強化し、消防能力の向上を促進する。平常時からの消防訓練を継続的に実施する。

7-3 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

脆弱性評価	推進方針
① (1-1③再掲) 沿道建築物の倒壊により、道路交通が阻害されることが想定される。	① (1-1③再掲) 沿道建築物の点検を適切に行い、損傷が小さい段階で修繕をすることで長寿命化を図りながら耐震化を促進する。

7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

脆弱性評価	推進方針
① (1-4④再掲) 町内のため池は老朽化が進み、施設状況の把握と点検、必要に応じてため池の改修等を推進する必要がある。	① (1-4④再掲) ため池の施設状況の把握と点検に努め、点検結果に基づき、必要に応じて老朽ため池の改修等を推進する。
② (1-2①、5-2⑤、7-2⑤再掲) 消防用資機材及び災害時備蓄品の充実強化を推進するとともに、消防能力の向上を促進する必要がある。	② (1-2①、5-2⑤、7-2⑤再掲) 消防用資機材及び災害時備蓄を充実強化し、消防能力の向上を促進する。平常時からの消防訓練を継続的に実施する。

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による域内の荒廃

脆弱性評価	推進方針
① (5-2④、7-2④再掲) 防災計画に習熟するとともに関係機関等相互の協力体制を緊密にし、災害の防止と防災活動の円滑な実施を図る必要がある。	① (5-2④、7-2④再掲) 防災計画に習熟するとともに関係機関等相互の協力体制を緊密にし、災害の防止と防災活動の円滑な実施を図る。
② 大規模自然災害の発生により有害物質の大規模拡散・流出等が発生し、環境への悪影響が出る可能性がある。	② 事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、県と連携して対応する。
③ 倒壊した住宅・建築物からアスベストが飛散することにより、人的被害が想定される。	③ 町民の生活環境保全及び健康被害を防ぐためにも、住宅・建築物のアスベスト対策を図る。

7-6 農地・森林等の被害による域内の荒廃

脆弱性評価	推進方針
① 適期に施業が行われていない森林や、伐採後植栽等が実施されない森林は、	① 適期に施業が行われていない森林や、伐採後植栽等が実施されない森林での

台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生するおそれがある。	間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。
② 豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定される。	② 生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成を図るためにも農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。
③ (1-5①再掲) 集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。	③ (1-5①再掲) 山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する。
④ 野生鳥獣による農作物被害により、営農意欲の減退や荒廃農地の発生、また森林の健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながるおそれなどが想定される。	④ 肝付町鳥獣被害防止対策協議会等と連携し、有害鳥獣の深刻化・広域化に対応するため、総合的な被害防止対策の一環として、捕獲活動を図り、被害防止・軽減を推進する。

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	推進方針
① 災害発生時には、通常生活や避難所から出てくる生活ごみのほか、災害廃棄物が大量に出てくるおそれがある。	① 災害発生時における防疫・清掃計画に基づき体制を整備する。
② 大規模自然災害が発生した場合、大量の災害廃棄物が発生し、町内の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。	② 災害廃棄物処理等の協力について、県が鹿児島県産業資源循環協会と協定を締結しているところであるが、町としてもさらなる協力体制の実効性向上を図る。
③ 大規模自然災害が発生した場合、その被害は広域にわたり、町内の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。	③ 広域被災を想定した災害廃棄物処理(実行)計画策定等とともに、処理の実効性向上に向けた人材育成を図る。

8-2 復興を支える人材等（専門家・コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

脆弱性評価	推進方針
<p>① 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われておらず、特に建設業においては担い手不足が懸念される。</p>	<p>① 行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部におけるBCP策定、災害協定の締結等の取組に加え、人材等の育成の視点に基づく横断的な取組を促進する。</p>

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	推進方針
<p>① 土地境界が明確でないことが原因で、災害後の復旧・復興に支障をきたすことが懸念される。</p>	<p>① 災害後の円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査等の更なる推進を図る。</p>

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊による有形・無形の文化の衰退・損失

脆弱性評価	推進方針
<p>① 災害時の文化財や環境的資産の防護対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。</p>	<p>① 近隣および地域住民による防護体制を構築するため、地域住民が主となり活動することができるように組織を立ち上げ、県と連携し地域コミュニティ防災力を強化する。</p>
<p>② 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する必要がある。</p>	<p>② 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する。</p>
<p>③ 被災者への支援対策が十分でないため、地域コミュニティの維持が困難となり、人口流出が起きるおそれがある。</p>	<p>③ 災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備に努める。また、公営住宅の長寿命化を図るための改修工事の実施や民間の木造住宅の耐震改修工事に対する補助金の交付などを促進する。</p>

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	推進方針
① がけ崩れや浸水等の危険性の低い場所 に ① 仮設住宅の建設用地が迅速に確保できる よう、候補地リストを作成する必要がある。	① がけ崩れや浸水等の危険性の低い場所 に ① 仮設住宅の建設用地が迅速に確保できる よう、候補地リストを作成する。



8-6 風評被害、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害

脆弱性評価	推進方針
① 県内商工会・商工会議所と町が共同で策 定する事業継続力強化支援計画の認定 を促進すること等により、業務継続体制 とその取組を強化する必要がある。	① 県内商工会・商工会議所と町が共同で 策定する事業継続力強化支援計画の認 定を促進すること等により、業務継続 体制とその取組を強化する。
② 道路施設が被災すると避難・救助活動、 応急復旧活動等に障害が及ぶことが想 定される。	② 通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正 確に道路利用者へ伝えるために、関係 機関との連絡体制の構築及び情報伝達 手段の多様化を図る。
③ 被災した中小企業及び農業関係者等に 対する金融面での支援体制が十分でな く、復興に遅れが生じるおそれがある。	③ 政府系金融機関及び一般金融機関の融 資、信用保証協会による融資の保証等 の対策が迅速かつ円滑に行われるよう 体制を整備する。
④ 大量の失業・倒産等による経済等への 甚大な被害が及ぶ可能性がある。	④ 大量の失業・倒産等による経済等への 甚大な被害を防ぐため、中小企業の事 業再開のための措置、失業者への雇用 機会確保、新規農業者への資金交付な どの施策を実施する。



肝付町国土強靱化地域計画（概要版）

令和3(2021)年3月発行

鹿児島県肝属郡肝付町総務課
〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富 98
電話番号 : 0994-65-2511
ファックス : 0994-65-2521
Eメール : syoubou@town.kimotsuki.lg.jp